

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下における対応について

このことについて、瑞穂斎場組合より、下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

記

1 使用者に対する式の縮小要請

多くの方が参列する通夜・葬儀は、マスクの着用や消毒の協力、更に間隔を空けて着席をお願いするとしても、「密集・密室」の状態を解消できないことから、使用者に対し、感染予防のため次のとおり要請する。

- (1) 通夜ぶるまい等の食事提供の自粛（参列する近親者への弁当は除く。）
- (2) 通夜・葬儀をできるかぎり近親者（概ね10名程度）に限定

2 式場使用料の減額

使用者が上記の「式の縮小要請」に応じた場合には、次のとおり式場使用料を減額する。

(1) 組合市町の者が死亡し使用する場合又は組合市町の者が使用する場合

区 分	通常使用料／日	減額分／日	減額後使用料／日
大 式 場	50,000 円	△30,000 円	20,000 円
中 式 場	40,000 円	△20,000 円	20,000 円
小 式 場	30,000 円	△10,000 円	20,000 円

(2) 上記(1)以外の場合

区 分	通常使用料／日	減額分／日	減額後使用料／日
大 式 場	100,000 円	△60,000 円	40,000 円
中 式 場	80,000 円	△40,000 円	40,000 円
小 式 場	60,000 円	△20,000 円	40,000 円

3 要請期間

令和2年4月10日から緊急事態宣言が解除されるまで